

～特別支援学校へ入学予定の保護者の皆様へ～

就学奨励費のお知らせ

※ 以下の内容は令和4年2月時点の内容です。今後、制度等改正により支給経費及び支給限度額等に変更が生じる場合があります。

特別支援学校には、教育の普及奨励を図ることを目的として、保護者等が負担した、就学に必要な経費の一部を、所得や家族構成等に応じて、就学奨励費として支給する「就学奨励制度」があります。

就学奨励費の支給経費は、「学校給食費」や「通学費」など多岐にわたります。そのうち、入学時に必要な学用品等の購入費用が支給対象となる「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」及び「学用品・通学用品購入費」につきましては、**保護者等が自ら購入した物品が支給の対象**となるため、購入時に発行された領収書(レシート)を各学校へ提出していただきます。入学に当たり購入予定の物品がありましたら、**購入後、領収書は大切に保管してください。**また、**購入対象期間が設定されていますので御注意ください。**

各学校への領収書の提出の時期や方法については、別途各学校の事務担当者が説明をしますので、説明のとおりに関係書類を御提出ください。

なお、御提出されても、基準に合わず、支給されないこともありますので御了承ください。

【新入学児童生徒学用品・通学用品購入費】・【学用品・通学用品購入費】について

・支給対象となるもの

支給対象となるものについては、裏面を御覧ください。

・支給金額

下記の表に掲げる限度額又は実費のいずれか少ない金額を支給します。

	幼稚部		小学部		中学部		高等部	
	I段階	II段階	I段階	II段階	I段階	II段階	I段階	II段階
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費			51,110	25,555	57,980	28,990	57,980	28,990
学用品・通学用品購入費	I段階	II段階	I段階	II段階	I段階	II段階	I段階	II段階
	8,680	4,340	11,640	5,820	22,740	11,370	32,270	16,135

※ 表の金額は令和4年2月現在の内容です。今後、国の制度等改正により変更が生じる場合があります。

※ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、生活保護法に基づく入学準備金の受給者には支給されません。

※ II段階の支給額は、購入した実績の半額です。

※ III段階に認定された方は支給されません。

- I段階… 所得が生活保護基準の1.50倍未満の世帯、生活保護受給世帯、住民税非課税世帯
- II段階… 所得が生活保護基準の1.50倍以上2.50倍未満の世帯
- III段階… 所得が生活保護基準の2.50倍以上の世帯、III段階を選択した世帯

☆たとえば小学部の場合



・購入対象期間

新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、原則として 令和4年2月1日 から 令和4年6月30日 までの間に購入したものが支給対象となります。

学用品・通学用品購入費については、下表のとおり、年に3回の購入対象期間があります。

令和3年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費													
学用品・通学用品購入費(第1回)				学用品・通学用品購入費(第2回)				学用品・通学用品購入費(第3回)					

「学校給食費」等、その他の経費につきましては、別途説明させていただきます。

その他、御不明な点がございましたら、各学校の経営企画室までお問合せください。